教うるは 学ぶの 半ばなり

R6繭信教育事務所だより

教学半也

令和6年7月23日

No. 6

よりよい授業づくりを日指す全ての読者対象

第2回授業づくり研修会 令和6年6月17日 (諏訪地区) 18日 (上伊那地区) 「触れて」「かかわって」「考えて」「感じて」 ~めりはりのある授業を目指して~

今回のテーマは「授業に**めりはり**をつける」。指導主事の模擬授業を通して「<u>触れ</u> <u>て</u>」「<u>かかわって</u>」「<u>考えて</u>」「<u>感じて</u>」学ぶという、「めりはり」をつけるため の4つの場面を共有した上で、単元や授業を構想していきました。



自立活動の指導内容に着目し、素材に実際に<u>触れながら</u>、子供の感じる思いや願いを、 具体的にイメージし、授業づくりを進める (特別支援)



互いに<u>かかわりながら</u>運動の特性や魅力を 実感している子供の姿を動画で共有し、同 じ領域の授業づくりを進める

(保健体育)

知障学級ならではの特質と、今までやってきた活動をどう生かしていくのかということが具体的にイメージでき、子供の個性に合わせた、授業展開の選択肢を増やすことができたのでよかったです。(参加者の感想)





授業に**めりはり**をつけるためには、「触れる」「感じる」「考える」「かかわる」という場面設定が重要であることを学びました。しかし、その4つの場面のどれも、主語は常に子供であり、子供が主体的に取り組めるかどうかを想像しながら授業づくりをしていく必要があると思いました。(参加者の感想)

「触れて」「かかわって」「考えて」「感じて」学ぶと言われると、とにかく授業の中でそういった場面を設定すればいいと考えてしまいがちですが、「その場面があることで子供の学びにどのようなよさが期待できるのか」といった視点で、授業を見つめ直している先生方の姿が印象的でした。その視点こそ「子供を主語にした授業」につながるヒントなのかもしれません。

授業づくりについて 一緒に考えませんか

令和6年度 諏訪・上伊那地区授業づくり研修会(臨時的任用教員研修会)年間要項

長野県教育委員会事務局 南信教育事務所

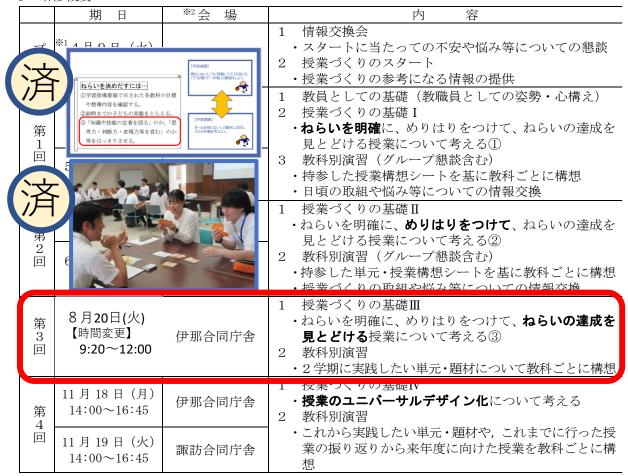
1 ねらい 教育公務員の責務や心構え、学習指導及び生徒指導等の研修を

とおして、教員としての使命の自覚と職務能力の向上を図る。

- 2 主 催 長野県教育委員会事務局 南信教育事務所
- 3 対 象 諏訪・上伊那地区の小学校、中学校、特別支援学校の臨時的任用教員、

採用年数3年程度の教員で、希望する者

4 研修概要



※開催期日、会場とも、参加者の所属地区に関係なく、都合の良い方を選んで参加していただけます。

5 その他

- (1) 各開催日の 1 か月前を目途に、各校に開催要項をメール配信します。参加希望者は学校長の許可を得て、その都度、Google フォームに必要事項を入力し、申込期日までにお申し込みください。
- (2) 旅費については、県費の常勤講師については、県の旅費より支給します。市町村費の臨時的任用教員は、学校長を通して市町村(組合)教育委員会と相談してください。
- (3) 授業づくり研修会参加後に要望があれば、学校訪問をし、実践を通して支援を行います。

第3回の申し込み は、こちらから →→=



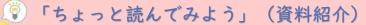
(間合わせ先)

担 当 南信教育事務所 学校教育課 宮坂、垣内

電 話 0265-76-6860

メール nanshinkyo-gakko@pref.nagano.lg.jp

申込の締切は、8/9(金)です。一緒に学びましょう!



『令和6年度 教育課程編成・学習指導の基本』(通称:青本) PART 5

本号では、「教育課程編成・学習指導の基本」の中の、「5 学習指導改善の重点の(4)学習評価の充実」について抜粋して掲載します。学習指導→学習評価→指導改善のサイクルを充実させ、授業改善を進めていきましょう。



こちらよりダウンロードできます =

(4) 学習評価の充実

① 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

「評価」とは、評定を付けて子供たちを成績別に分類するためだけのものではありません。学習評価は、教師の学習指導における子供たちの学習状況を評価するものです。子供たちの学習状況を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、子供たちが自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにするためには、学習評価の在り方が極めて重要です。主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行うと同時に、評価の場面や方法を工夫したり、学習の過程や成果を評価することを子供たちと共有したりするなど、授業の改善と評価の改善を両輪として行っていくことが大切です。

学習指導と学習評価との関係を簡単に図示する と、右図のようになります。教師は、児童生徒が、 資質・能力を身に付けることができるよう、学習指 導を行い、その結果、資質・能力が身に付いたかど うかを評価します。

そして,その評価結果を踏まえて,自身の指導を 見直し,指導改善を行います。

この,「学習指導→学習評価→指導改善→学習指 導…」というサイクルが大切になります。

育成を目指す 資質・能力

知識及び技能

思考力、判断力、
表現力等

学びに向かう力、
人間性等

※「学びに向かう力、人間性等」に示す資質・能力のうち、観点別学習
状況の評価の対象となるものは、「主体的に学習に取り組む態度」

子供たちの学習状況は、教師の学習指導の鏡とも言えるのです。

② 評価の役割

「学習評価」には、例えば、以下のような分類があります。

診断的評価

> 児童生徒の実態を把握し、それに合わせた指導計画を立てるための評価

形成的評価

学習活動の途中に児童生徒がどの程度理解したのかを確認するための評価 「指導と評価の一体化」として指導に生かすために評価

総括的評価

通知票,指導要録などの評定につながる評価

授業の改善と評価の改善を両輪として行っていく上では、「形成的評価」の考え方が大切です。

「形成的評価」の考え方が大切となる理由

- ☑ 「評定を付ける」ことを主目的とした授業にしない。
- ☑ 児童生徒の学習状況を把握したら、児童生徒が「できるようになる」ことを目的に適切な支援を 講じる。
- ☑ たくさんの生徒が「分かった、できた!」の喜びを味わえるように支援し続ける。

③ 学習評価の改善の基本的な方向性

一方で、学習評価の現状について、学校や教師の状況によっては、以下のような課題があることが指摘されています。(H31.1.21 中教審「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」より)

- ✓学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が児童生徒の 具体的な学習改善につながっていない。
- ✓ これまでの「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっている かなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払 拭しきれていない。
- ✓教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい。
- ✓相当な労力をかけて記述した指導要録が、次の学年や学校段階において十分に活用されていない。 そこで、次の基本的な考え方に立って、学習評価を真に意味のあるものにすることが重要です。
- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ③ これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

④ 観点別学習状況の評価

観点別学習状況の評価とは、学校における児童生徒の学習状況を、複数の観点から、それぞれの観点ごとに分析する評価のことです。児童生徒が各教科等での学習において、どの観点で望ましい学習状況が認められ、どの観点に課題が認められるかを明らかにすることにより、具体的な学習や指導の改善に生かすことを可能とするものです。それら各教科の観点別学習状況の評価を総括した数値を示すものが「評定」です。

観点別学習状況の評価のポイント

「知識・技能」は、知識及び技能の習得状況や、それらを既有の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかについて評価するものです。

「思考・判断・表現」を評価するためには、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通じ、児童生徒が思考、判断、表現する場面を効果的に位置付けた上で、指導・評価することが大切です。

「主体的に学習に取り組む態度」は、①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとしている側面 ②①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面 という二つの側面から評価しましょう。

教科	知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	備考
国語	[知識及び技能] (1) ~ (3)	[思考力…] A~Cの (1)	A~Cの (2) 言語活動の例
社会	事項ア (知識のみの場合もあり)	事項イ	
数学	A~D の事項ア	A~D の事項イ	〔数学的活動〕ア、イ、ウ
理科	事項ア	事項イ	
音楽	知:事項イ 技:事項ウ	事項ア	(共通事項) も同様に整理
美術	知識:[共通事項]ア、イ 技能:(2)	(1)	
保体	A~H Ø (1)	(2)	(3) 態度形成に関する事項
技家	事項ア	事項イ	
英語	(1)	(2)	(3) 言語活動に関する事項

学習指導要領では、このように、全ての教科等で指導事項が資質・能力別に整理されています。(※教科によって整理の仕方、事項の番号や記号の付け方等の違いはあります。)

各学校において目標に準拠した評価を行う に当たっては、観点ごとに「評価規準」を定 める必要があります。

まずは、学習指導要領を確かめましょう。

[参考] 国立教育政策研究所ホームページ https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryou.html

・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料(小学校編・中学校編)